

2015年5月29日

Peach Aviation 株式会社

## ふるさと納税で就航地域の自治体と連携します！ ～空から日本を元気に！就航地域の活性化に取り組みます～

- ・ ふるさと納税での連携を就航地域の自治体に拡大
- ・ 就航地域の観光情報をPeach公式ホームページ、メルマガで紹介
- ・ 長崎県東彼杵町が本日より受付を開始
- ・ 宮崎県小林市、鹿児島県南さつま市、沖縄県糸満市は、夏頃から受付開始(予定)

Peach Aviation 株式会社(以下:Peach、代表取締役 CEO:井上 慎一)は、本日、ふるさと納税で連携する自治体を拡大し、就航地域の活性化に取り組むことを発表しました。

ふるさと納税は、自治体への寄附金のことで、現在多くの自治体で実施されています。各自治体は、ふるさと納税のお礼として、地元の特産品などを謝礼品として提供することで、特産品の PR、産業の振興など、まちの活性化に取り組んでいます。Peach も昨年7月から地元自治体の泉佐野市と連携し、「ピーチポイントギフト」や「オリジナルグッズ」を謝礼品として提供し、大変好評を得ております。また、国は、このふるさと納税を地域活性化の重要な施策として位置づけ、2015年度からは寄附金控除における限度額を2倍にしたり、確定申告を不要にするなど推進に注力しております。

本日、昨年より連携している大阪府泉佐野市に加え、長崎県東彼杵町のふるさと納税の謝礼品として、「ピーチポイントギフト」の提供を開始します。「ピーチポイントギフト」は、Peach 航空券購入の際に運賃や料金、およびそれに付随する税金や手数料の全額、または一部の支払いにご利用いただけます。これにより、寄附者が自身の出身地や応援したい自治体実際に訪れることで、人の流動や経済活動を生み、就航地域の活性化のお手伝いができればと考えております。

また、連携する自治体を Peach 公式ホームページやメルマガで紹介をするなど、一層の就航地域への観光客誘致の促進を行ってまいります。

なお、今後、宮崎県小林市、鹿児島県南さつま市、沖縄県糸満市において、夏頃より順次受付が開始される予定です。自治体から提供される謝礼品については、別添の一覧表をご確認ください。

Peachではこれからも、地域と連携し、地域の魅力を全国に発信するとともに、「Peachが飛ぶとライフスタイルが変わる。Peachが飛ぶと町が変わる」という新しいムーブメントを起こし、就航地域の活性化に貢献してまいります。

詳細はPeachウェブサイト([www.flypeach.com](http://www.flypeach.com))をご覧ください。

<Peachふるさと納税 連携自治体一覧>

自体名	開始日	謝礼品	問合せ先等
大阪府 泉佐野市	実施中	ピーチポイントギフト & デジタルカレンダー	泉佐野市 政策推進課 〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目295-3 TEL 072-463-1212 内線2422 HP <a href="http://www.city.izumisano.lg.jp">www.city.izumisano.lg.jp</a>
長崎県東彼杵郡 東彼杵町	5月29日	ピーチポイントギフト & デジタルカレンダー	東彼杵町 財政管財課財政係 〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6 TEL 0957-46-1111 内線61 HP <a href="http://www.sonogi.jp">www.sonogi.jp</a>
宮崎県 小林市	8月頃	ピーチポイントギフト & 特産品など(予定)	小林市 市民協働課 〒886-8501 宮崎県小林市細野300 TEL 0984-23-1148 HP <a href="http://www.city.kobayashi.lg.jp">www.city.kobayashi.lg.jp</a>
鹿児島県 南さつま市	9月頃	ピーチポイントギフト & 特産品など(予定)	南さつま市 商工水産課 〒897-8501 鹿児島県南さつま市加世田川畑2648 TEL 0993-53-2111 HP <a href="http://www.city.minamisatsuma.lg.jp">www.city.minamisatsuma.lg.jp</a>
沖縄県 糸満市	8月頃	ピーチポイントギフト & マリンレジャー券など(予定)	糸満市 財政課 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1 TEL 098-840-8120 HP <a href="http://www.city.itoman.lg.jp">www.city.itoman.lg.jp</a>

○「ふるさと納税」とは

ふるさと納税とは、自治体に対しての寄附金のことで、自治地に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。\*

通常住民税は居住地の自治体に収めますが、ふるさとや応援したい自治体などにふるさと納税(寄附)をすることで、実質寄附先に住民税を移し替える効果があります。

また、昨今自治体ではこのふるさと納税を活用し、謝礼品に特産品を提供するなど、地場の特産品をPRしたり、地場産業や観光振興につなげるなど、地域活性化の取り組みとして全国に広がっています。

\* 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要です(原則)。なお、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。